

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 30 年 12 月 27 日・東京都条例第 119 号

1 概要

(1) 改正理由

環境影響評価等の手続を明確にするため、施設更新について定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 施設更新が対象となることを明確化するため、定義の追加等を行う。

イ 軽微な変更等の場合に届出を不要とする要件を明確化するため規定を改める。

ウ 事業者のより主体的な手続を実施するため、事業者に対する審議会への出席及び説明等の求めに係る規定を追加する。

エ 氏名等の公表前に、必要な措置を講じるよう勧告する規定を追加する。

オ その他所要の規定整備を行う。

2 施行日

1 (2)アについて 平成 33 年 1 月 1 日

1 (2)イについて 平成 32 年 4 月 1 日

1 (2)ウについて 平成 31 年 4 月 1 日

1 (2)エ及びオについて 公布の日（平成 30 年 12 月 27 日）

3 問合せ先

環境局総務部環境政策課

直通 03-5388-3406

内線 42-178